

令和 5 年 3 月 7 日
農 政 部

家きんの高病原性鳥インフルエンザへの対応について

1 発生状況について

(1) 海外

- ・欧米で継続して、夏季にも発生し、北米における家きんの殺処分羽数は約6,500万羽となっている。

(2) 国内

- ・今シーズンは、過去最速の10月28日に国内1例目が確認されて以来、令和5年3月6日時点で25道県78事例発生し、約1,570万羽が殺処分の対象となっている。
- ・また、これまでに高病原性鳥インフルエンザの発生がなかった福島県、鳥取県、山形県、沖縄県、長崎県、群馬県においても発生しており、全国の発生リスクが高くなっている。

(3) 道内

- ・10月28日に厚真町の肉用鶏農場（約17万羽）、11月7日に伊達市の肉用鶏農場（約15万羽）で発生。
- ・各事例で、速やかな防疫対応によりまん延を防止。

2 道の取組状況について

- ・発生情報を農場や関係団体等に速やかに提供し、注意喚起。
- ・家畜保健衛生所による農場への立入検査により、飼養衛生管理並びに早期発見・早期通報の徹底を重点指導するとともに農場マニュアルの整備等を指導。
- ・令和4年10月から令和5年5月までの農場自らが行う毎月の自己点検を徹底するとともに、市町村毎の講習会等の開催、及び侵入リスク低減の要点を絞ったリーフレット等を作成するなど、丁寧な指導を実施。
- ・令和4年11月16日に、家畜伝染病予防法に基づく緊急消毒命令を発出。
- ・12月以降、新たな家きん飼養農場での発生はない。

3 緊急消毒命令の発出

(1) 家きん飼養農場に対する消毒指示

- ・昨日（3月6日）、今シーズン2回目となる家畜伝染病予防法第30条に基づく消毒命令（告示、命令書）を発出。

(2) 消毒の実施を促すための消毒薬の準備

国内・道内の発生農場におけるウイルス侵入要因と考えられる

- ① 農場出入口における車両
- ② 鶏舎出入口における長靴等の資材
- ③ 家きんに触れる人の手指の消毒について、
100羽以上を飼養する全ての家きん飼養農場に消毒薬を準備し、
消毒命令の実効性を担保。

令和 5 年 3 月 7 日 環境生活部野生動物対策課

野鳥の高病原性鳥インフルエンザについて

【令和 4 年シーズン（令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月）対応状況】

■ 鳥類生息状況調査

＜概要＞ 渡り鳥の飛来状況や野鳥の生息状況及び異常の発生について調査及び情報収集するとともに、対応レベルに応じて監視等を強化

＜R4 シーズン対応状況＞

○ R4. 9. 29～10. 6 神奈川県での発生*を受け「対応レベル 2」（監視強化）

※ 国では、本年 6 月以降、感染が確認されていなかったことから、本件を R4 シーズン案件として扱っている。

○ R4. 10. 7～ 宮城県での発生を受け「対応レベル 3」（最高レベル、監視強化）

■ 死亡野鳥等調査

＜概要＞ 野鳥の死亡個体について、簡易キットによる A 型鳥インフルエンザウイルス検査（簡易検査）を実施

＜R4 シーズン対応状況＞（R5.3.6 15 時現在）

○ 検査件数（北海道実施分）：60 例 71 羽（うち簡易検査陽性 10 例、高病原性確認 11 例）

○ 野鳥での高病原性確認事例：国内 202 例、道内 27 例（環境省所管分及び糞便調査含む）

【参考：道内における野鳥の高病原性確認件数】

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
高病原性	10	0	0	0	0	0	10	0	0	0	3	70	27

■ 野鳥監視重点区域調査

＜概要＞ ・野鳥における高病原性鳥インフルエンザが確認された場合、環境省は回収地点から半径 10km 以内を野鳥監視重点区域に指定

・当該区域において、3 日間程度、大量死等の異常、野鳥の生息状況等を調査

＜R4 シーズン対応状況＞

いずれの区域においても、大量死等の異常は確認されなかった

■ 普及啓発

○ 高病原性の発生状況や野鳥との接し方などについてホームページ、SNS による発信

○ 野鳥との接し方などの市町村、住民への周知について、振興局に通知

死んだ鳥などの野生動物を見つけたら

- 死んでいたり、衰弱している野生動物を見つけたときは、素手で触らないようにしましょう。
- 野生動物やその排泄物に触れた後は、手洗いとうがいをしましょう。
- 水辺等に立ち寄って、野鳥の糞を踏んだ場合は、念のために鞋底を洗いましょう。

鳥インフルエンザウイルスについて

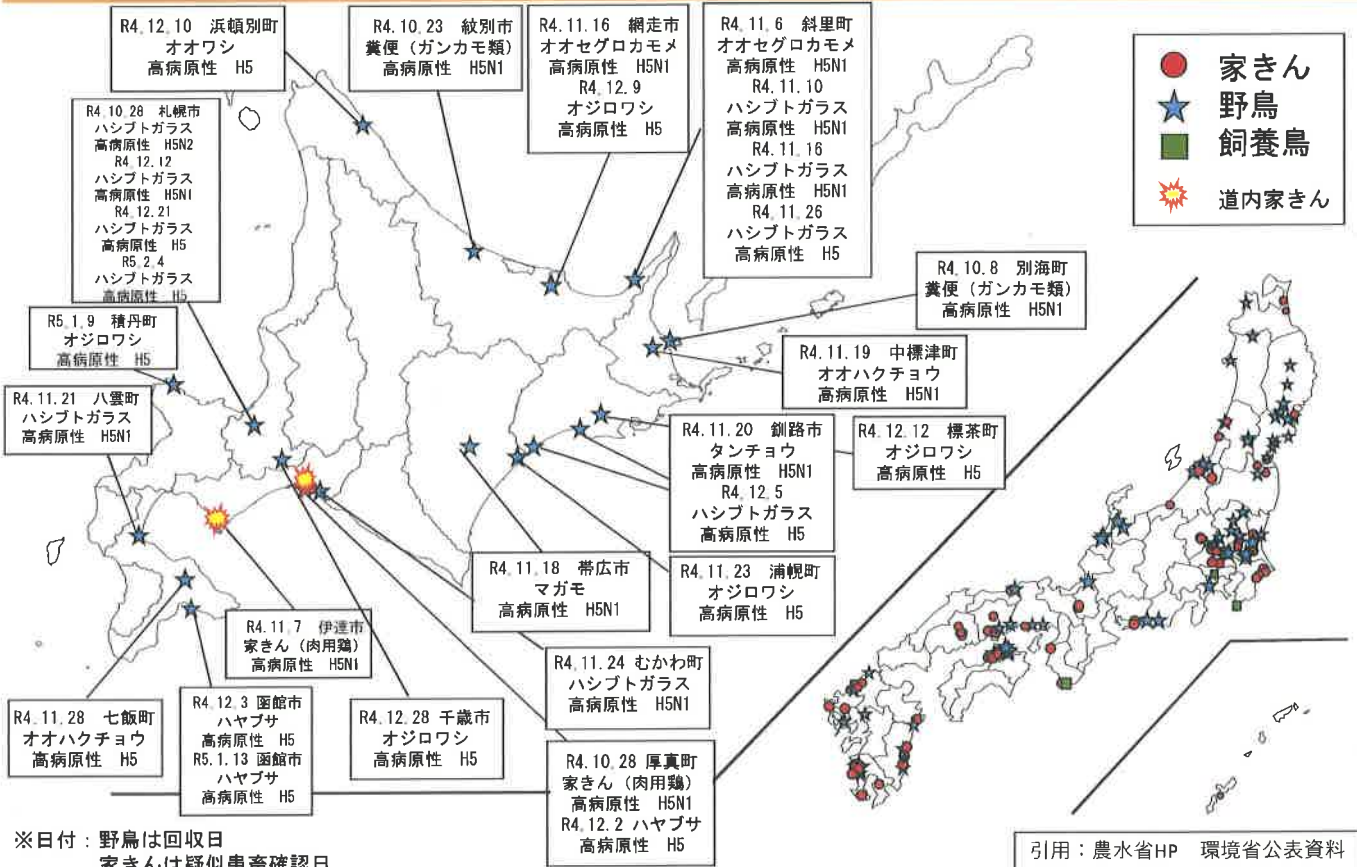
◇ 同じ場所でたくさんの野鳥が死んでいたら、お住まいの(総合)振興局環境生活課にご連絡ください。

※ 国の基準等に基づき、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われると判断された場合は、(総合)振興局が死体を回収し、感染の有無について検査します。(回収は感染が疑われる場合の検査を目的とするものであり、全ての野生動物の死体を回収するものではありません。)

※ 感染の疑いがない場合は、お住まいの市町村のルールに従い、廃棄物として処分することも可能です。その際は、素手で直接接触らず、使い捨て手袋等を使用し、ビニール袋に入れきちんと封をしてください。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した動物との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。

今シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況



25道県 78事例

例年	発生月日	発生場所	用途	羽数(羽)	亜型
1	10月28日	岡山県倉敷市	採卵鶏	17万羽	H5N1
2	10月28日	北海道厚真町	肉用鶏	17万羽	H5N1
3	11月1日	香川県観音寺市	採卵鶏	4万羽	H5N1
4	11月4日	茨城県 かすみがうら市	採卵鶏	104万羽	H5N1
5	11月4日	岡山県倉敷市	採卵鶏	51万羽	H5N1
6	11月7日	北海道伊達市	肉用鶏	15万羽	H5N1
7	11月11日	岡山県倉敷市	採卵鶏	3万羽	H5N1
8	11月11日	和歌山県白浜町	あひる等	60羽	H5N1
9	11月13日	兵庫県たつの市	採卵鶏	4.4万羽	H5N1
10	11月18日	鹿児島県出水市	採卵鶏	12万羽	H5N1
11	11月18日	新潟県阿賀町	肉用鶏	15万羽	H5N1
12	11月20日	宮城県新巻町	採卵鶏	16万羽	H5N1
13	11月20日	青森県横浜町	肉用鶏	12.2万羽	H5N1
14	11月22日	香川県観音寺市	肉用鶏	2.4万羽	H5N1
15	11月23日	香川県観音寺市	採卵鶏	1.4万羽	H5N1
16	11月23日	宮城県気仙沼市	肉用鶏	2.1万羽	H5N1
17	11月24日	鹿児島県出水市	採卵鶏	7万羽	H5N1
18	11月28日	千葉県香取市	あひる (あいがも)	24羽	H5N1
19	11月27日	鹿児島県出水市	採卵鶏	47万羽	H5N1
20	11月29日	福島県伊達市	肉用鶏	1.7万羽	H5N1
21	11月30日	和歌山県和歌山市	採卵鶏	4.6万羽	H5N1
22	12月1日	鳥取県鳥取市	採卵鶏	11万羽	H5N1
23	12月2日	鹿児島県出水市	採卵鶏	12万羽	H5N1
24	12月4日	鹿児島県出水市	採卵鶏	3.4万羽	H5N1
25	12月5日	愛知県豊橋市	採卵鶏	31万羽	H5N1
26	12月6日	佐賀県武雄市	採卵鶏	3万羽	H5N1
27	12月7日	鹿児島県出水市	採卵鶏	6万羽	H5N1
28	12月7日	福島県飯館村	採卵鶏	10万羽	H5N1
29	12月8日	山形県酒田市	採卵鶏	2.7万羽	H5N1
30	12月8日	鹿児島県出水市	採卵鶏	6.3万羽	H5N1
31	12月8日	愛知県豊橋市	あひる (あいがも)	1000羽	H5N1
32	12月9日	鹿児島県出水市	採卵鶏	22万羽	H5N1
33	12月11日	香川県三豊市	採卵鶏	8万羽	H5N1
34	12月11日	鹿児島県出水市	採卵鶏	2.2万羽	H5N1
35	12月15日	青森県三沢市	採卵鶏	137万羽	H5N1
36	12月16日	広島県世羅町	採卵鶏	12万羽	H5N1
37	12月16日	沖縄県金武町	採卵鶏	4.5万羽	H5N1
38	12月17日	埼玉県深谷市	採卵鶏	19.4万羽	H5N1
39	12月18日	鹿児島県南九州市	採卵鶏	3.5万羽	H5N1
40	12月19日	福岡県糸島市	採卵鶏	5.4万羽	H5N1
41	12月19日	鹿児島県阿久根市	採卵鶏	7万羽	H5N1
42	12月19日	広島県世羅町	採卵鶏	18.7万羽	H5N1
43	12月20日	岡山県美咲町	あひる (あいがも)	2.3万羽	H5N1
44	12月21日	宮崎県日向市	肉用鶏	5万羽	H5N1
45	12月21日	鹿児島県阿久根市	肉用鶏	3.7万羽	H5N1
46	12月22日	長崎県佐世保市	採卵鶏	2.7万羽	H5N1
47	12月22日	茨城県笠間市	採卵鶏	11万羽	H5N1
48	12月26日	福岡県糸島市	肉用鶏	3.6万羽	H5N1
49	12月27日	広島県世羅町	採卵鶏	12.7万羽	H5N1
50	12月30日	埼玉県狭山市	採卵鶏	13万羽	H5N1
51	12月30日	広島県世羅町	採卵鶏	29万羽	H5N1
52	1月1日	群馬県前橋市	採卵鶏	1.5万羽	H5N1
53	1月3日	千葉県旭市	採卵鶏	1万羽	H5N1
54	1月3日	福岡県古賀市	だちょう (まきゅう)	400羽	H5N1
55	1月6日	新潟県村上市	採卵鶏	130万羽	H5N1
56	1月9日	茨城県城里町	採卵鶏	93万羽	H5N1
57	1月10日	宮崎県川南町	採卵鶏	10万羽	H5N1
58	1月10日	広島県三次市	採卵鶏	83.5万羽	H5N1
59	1月13日	新潟県上越市	採卵鶏	10.5万羽	H5N1
60	1月17日	大分県佐伯市	肉用鶏	1.3万羽	H5N2
61	1月19日	滋賀県大津市	採卵鶏	4,000羽	H5N1
62	1月19日	群馬県前橋市	採卵鶏	45万羽	H5N1
63	1月21日	広島県世羅町	採卵鶏	12.8万羽	H5N1
64	1月22日	千葉県匝瑳市	採卵鶏	14万羽	H5N1
65	1月26日	埼玉県行田市	あひる (あいがも)	3,000羽	H5N1
66	1月26日	滋賀県大津市	だちょう (まきゅう)	6羽	H5
67	1月27日	群馬県前橋市	採卵鶏	5.3万羽	H5
68	1月27日	千葉県匝瑳市	採卵鶏	24万羽	H5N1
69	1月28日	宮城県角田市	あひる	1.2万羽	H5N1
70	1月28日	千葉県匝瑳市	採卵鶏	25万羽	H5N1
71	2月1日	埼玉県日高市	うずら	13.5万羽	H5
72	2月2日	茨城県 かすみがうら市	ほろほろ鳥等	4,800羽	H5
73	2月3日	茨城県八千代町	採卵鶏	111万羽	H5
74	2月3日	鹿児島県鹿屋市	肉用種鶏(青雞)	2.4万羽	H5
75	2月10日	千葉県根之元町	あひる	5,000羽	H5
76	2月10日	茨城県坂東市	採卵鶏	115万羽	H5
77	3月2日	福岡県福岡市	採卵鶏	24.3万羽	H5
78	3月6日	新潟県柏崎市	採卵鶏	68万羽	H5

道内発生事例の防疫対応状況について

発生農場の防疫

通行制限

○発生場所のバイオセキュリティの確保

家きんの殺処分

○炭酸ガスを使用

汚染物品処理

埋却

○埋却、堆肥化、一定期間封じ込め等

消毒(1回目)

○消毒薬噴霧、消石灰散布

農場防疫措置完了

○約1週間ごとに2回消毒実施

制限区域を含めた防疫措置の終了



厚真農場

肉用鶏
約17万羽飼養
(国内2例目)
(道内1例目)

10月28日
殺処分開始
(10月31日完了)

10月28日
埋却開始

11月3日
農場防疫措置完了

11月11日(消毒2回目)

11月19日(消毒3回目)

11月25日
防疫措置終了

伊達農場

肉用鶏
約15万羽飼養
(国内6例目)
(道内2例目)

11月7日
殺処分開始
(11月10日完了)

11月8日
埋却開始

11月13日
農場防疫措置完了

11月21日(消毒2回目)

11月29日(消毒3回目)

12月5日
防疫措置終了

日本へのウイルスの推定移動経路

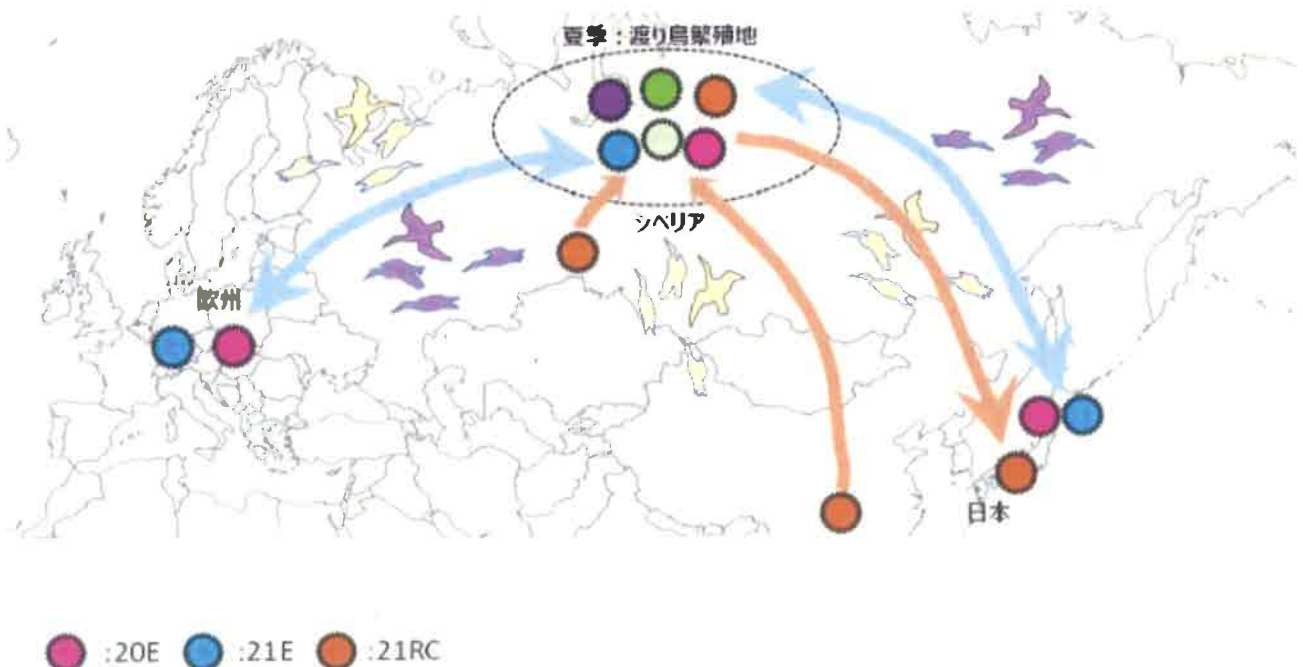


図2. HA分節の遺伝子解析に基づく2022年シーズンH5亜型HPAIV移動経路の推定

畜 産 第 2 1 5 9 号
令和 5 年（2023 年）2 月 1 日

関係各位

北海道農政部食の安全推進監

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の継続・強化について
日頃より本道の家畜衛生の推進に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
このことについて、別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありましたのでお知らせします。

今シーズン、国内では 25 道県 71 事例で本病の発生が確認されているところであり、今後、渡り鳥の北帰行に伴い、本道における本病の発生リスクのさらなる増加が危惧され、最大限の警戒を継続していく必要があります。

このような状況の中、令和 5 年 1 月 31 日に農林水産省で開催された食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第 82 回家きん疾病小委員会及び令和 4 年度第 1 回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会合同会合において、別添のとおり「高病原性鳥インフルエンザの継続発生を踏まえた今後の防疫に関する提言」が取りまとめられたところで

す。
本病の防疫対策徹底については、「高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた農場防疫対策の再徹底について」（令和 4 年 11 月 29 日付け畜産第 1701 号）等により、注意喚起しているところですが、これらの状況を踏まえ、別添リーフレットを活用の上、改めて貴会構成員等の関係者に対し注意喚起をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

連絡先

生産振興局畜産振興課家畜衛生係 主査（防疫）

TEL：011-231-4111（内線 27-783）

Mail：hayakawa.jun@pref.hokkaido.lg.jp

高病原性鳥インフルエンザ対策の 継続強化！！

- ✓ 国内で、過去最多となる、25道県71事例で発生！
- ✓ 2月以降は、渡り鳥の北帰行に伴い、
本病の発生リスクがさらに増加！
- ✓ 今後も、最大限の警戒継続が必要！

① 鶏舎への野生動物の侵入防止対策を継続強化！

鶏舎の壁や屋根が破損していると、野生動物が侵入します。

冬期間の暴風雪による鶏舎の破損状況を確認し、補修・修繕を行ってください。
特に、普段目の届きにくい部分（屋根裏の入気口等）も含め、念入りにチェックしてください。

※ 確認に当たっては、複数名で行う等、落雪事故防止の対策をお願いします。



- ネット網目は2cm以下とし、2cm以上の場合はネットを二重にする。
- 畜舎に集卵ベルトや飼料パイプ、堆肥排泄ためのコンベア等の開口部がある場合、野生動物が侵入する隙間がしやすいので、パネル等を設置する。

② 長靴の履き替えと手指の消毒を継続強化！

野外を歩いた長靴には鳥インフルエンザウイルスが付着している可能性があります。**畜舎専用長靴の使用と消毒を、農場で作業する方全員が徹底してください。**直接家きんに触れる手指にもウイルスは付着します。**手指消毒や作業用手袋の消毒等**を徹底してください。



③ 農場への野生動物の誘因防止対策を継続強化！

家きんの死体や排せつ物は、野生動物への誘因となります。

家きんの死体は、密閉できる箱等で適切に保管しましょう。

堆肥舎等の農場内施設についても、**野生動物誘因防止のため、防鳥ネット等**を設置しましょう。



④ ため池等への野鳥の飛来防止対策を継続強化！

農場の敷地内や鶏舎の近くにため池等があると、この野鳥が農場の敷地内にウイルスを含む糞便を落とす可能性が高くなりますので、**ため池の水を抜いたり、忌避テープやてぐす、ネット等を活用し、野鳥の飛来を防止しましょう。**



**自己点検の継続実施！直ちに改善！
異常家きんの早期発見・早期通報！**

畜産第 2410 号
令和 5 年（2023 年）3 月 6 日

各総合振興局長 様
各振興局長 様

農政部食の安全推進監

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた緊急消毒の実施について

今シーズン、国内では、既に過去最多となる 25 道県 78 事例で本病の発生が確認されているところであり、渡り鳥の北帰行や、雪解け後に野生動物の活動が活発化することを踏まえると、今後、本病の発生リスクのさらなる増加が危惧され、本道における発生を防止するため、最大限の侵入防止対策を継続して実施していく必要があります。

つきましては、道内の家きん飼養農場への本病の侵入防止を徹底するため、100 羽以上の家きんを飼養する農場（だちょうにあっては 10 羽以上）に対し、家畜伝染病予防法第 30 条に基づく緊急消毒を実施することとしましたので、別記留意事項を参考に、家畜保健衛生所と連携の上、円滑な実施について配慮願います。

連絡先
生産振興局畜産振興課
調整係（TEL：011-204-5438）
家畜衛生係（TEL：011-204-5441）

北海道告示第 10336 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 30 条の規定により、実施する区域で 100 羽以上の鶏、うずら、きじ、あひる、ほろほろ鳥、七面鳥を飼養する農場及び 10 羽以上のだちょうを飼養する農場の所有者に対し、当該家きんを飼養する農場について、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため、緊急的に消毒を実施することを命ずる。

令和 5 年 3 月 6 日

北海道知事 鈴木 直道

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 実施する区域

北海道一円

3 実施の期日

令和 5 年 3 月 10 日から令和 5 年 5 月 10 日まで

4 実施の方法

緊急消毒は、次の方法により実施する。

- (1) 農場に出入りする車両に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹼又はその他本病ウイルスに効果を有する消毒方法により消毒を実施する。
- (2) 農場及び畜舎に出入りする際において、長靴及び本病ウイルスが付着しているおそれがある資材に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹼又はその他本病ウイルスに効果を有する消毒方法により消毒を実施する。
- (3) 農場及び畜舎に出入りする者の手指に対し、アルコール系消毒薬による消毒を実施する。

(別記)

高病原性鳥インフルエンザに係る緊急消毒の実施に係る留意事項

令和5年3月6日 畜産振興課

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえ、今後の道内における本病の発生リスクのさらなる増加に対し、次により家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）に基づく緊急消毒を実施する。

1 実施根拠

法第30条及び同法施行規則第15条に基づく緊急消毒を命令する。

2 対象農場

家きんを100羽以上を飼養する農場、ただし、だちょうにあっては10羽以上を飼養する農場（以下「家きん飼養農場」という。）。

3 命令に係る告示等

北海道知事名で全道一円を対象に告示する。

4 告示日及び期間

(1) 告示日

令和5年3月6日（インターネット掲載）

(2) 実施期間

令和5年3月10日から令和5年5月10日まで

5 消毒の実施方法

(1) 農場に出入りする車両に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹼又は本病に効果を有する消毒方法により消毒を実施する。

(2) 農場及び畜舎に出入りする際、長靴及び本病ウイルスを持ち込むおそれがある資材等に対し、次亜塩素酸系消毒薬、逆性石鹼又は本病に効果を有する消毒方法により消毒を実施する。

(3) 畜舎に出入りする者の手指に対し、アルコール系消毒薬を用いた消毒を実施する。

緊急消毒の実施

現在、道内では、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが極めて高い状況が継続しています。

本病の発生予防に万全を期すため、家畜伝染病予防法に基づき、緊急消毒を命じますので、家畜保健衛生所の指導に従い、消毒の徹底をよろしくお願いします。

なお、必要な消毒薬の一部は道が配布します。

1 農場に出入りする車両の消毒を実施



※特にタイヤまわりの消毒を実施

2 農場・畜舎に出入り時、長靴、資材等の消毒を実施



※汚れをしっかりと落として消毒を実施

3 畜舎に出入りする者の手指消毒を実施



使い捨てではない手袋を使用する場合、手袋にも病原体は付着しますので注意してください。

消毒薬の例



500倍希釈
で使用
(1Lに2g)

次亜塩素酸系消毒薬

又は



500倍希釈で使用
(1Lに2ml)

逆性石鹼



直接噴霧
して使用

アルコール系消毒薬

高病原性鳥インフルエンザの防疫対応について

発生農場の防疫

通行制限

- 取り付け道路等の通行制限
- 発生場所のバイオセキュリティの確保



患畜・疑似患畜の殺処分

- 炭酸ガスを使用



汚染物品処理



- 埋却、発酵消毒、一定期間封じ込め等

埋却



消毒(1回目)



- 消毒薬噴霧、消石灰散布

農場防疫措置完了

約1週間後

消毒(2回目)

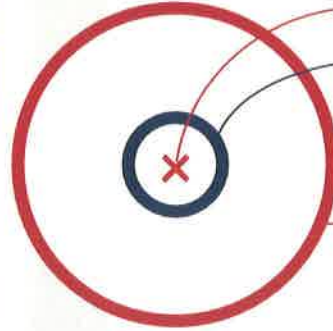
約1週間後

消毒(3回目)



制限区域の防疫

移動制限区域等の設定



- 発生農場
- 移動制限区域 (発生農場から半径3km) 家きんの生体・死体・鶏卵・排せつ物等、区域内の移動を禁止
- 搬出制限区域 (発生農場から半径10km) 家きんの生体・死体・排せつ物等、区域外への移動を禁止

- * 低病原性鳥インフルエンザにあつては移動制限区域は半径1km、搬出制限区域は半径5km

消毒ポイントの設置



発生状況確認検査

- 移動制限区域の全農場(100羽以上)に立入検査
- * 低病原性鳥インフルエンザにあつて移動制限区域及び搬出制限区域内
- 臨床検査、抗体検査、抗原検査

発生状況確認検査陰性

清浄性確認検査

- 発生農場の防疫措置完了から10日経過後
- 移動制限区域の全農場(100羽以上)に立入検査
- 臨床検査、抗体検査

清浄性確認検査陰性

搬出制限区域(半径3~10km)解除

- 農場の防疫措置完了、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

移動制限区域(半径3km)解除

- 発生農場の防疫措置完了から21日経過、清浄性確認検査陰性
- 農林水産省との協議を経て解除

制限区域を含めた防疫措置の終了